

高エネルギー加速器研究機構における研究費の運営及び管理に関する行動規範

平成 20 年 4 月 25 日
制 定

高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の研究活動は、国からの運営費交付金と補助金等（以下「研究費」という。）を基に実施されていることを踏まえれば、これらの研究費を適正に運営及び管理することは機構及びその構成員である職員の社会的な責務である。

研究費の不正使用は、単に機構及び職員のみにとどまらず、我が国の学術研究全体に対する国民の信頼を揺るがしかねない重大な問題である。機構の職員は、深くこのことを認識し、研究費を適正に運営及び管理すべきである。

そのために職員が遵守すべき行動の規範をここに定める。

- 1 職員は、研究費の不正使用が、機構や職員のみならず広く研究活動に携わる全ての者に対する国民の信頼を損なうという深刻な影響をもたらす行為であることを深く認識して行動しなければならない。
- 2 職員は、個人の発意に基づき獲得した競争的資金や個人の研究のための寄附金を含む研究費が機構が管理する公金であることを認識し、適正かつ効率的に使用しなければならない。
- 3 職員は、研究費の不正使用が、個人のモラルの低下のみならず、組織的な取りくみの不十分さからも起こり得るものであることを認識し、職種間の相互の理解をより深めながら、研究費の不正使用の防止に努めなければならない。
- 4 職員、特に事務系職員は、研究費を適切に執行するために必要な専門的能力の研鑽に努め、適正で効率的かつ効果的な研究の遂行に不可欠な一翼を担っていることを十分に認識し、行動しなければならない。